

2024年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和6年6月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

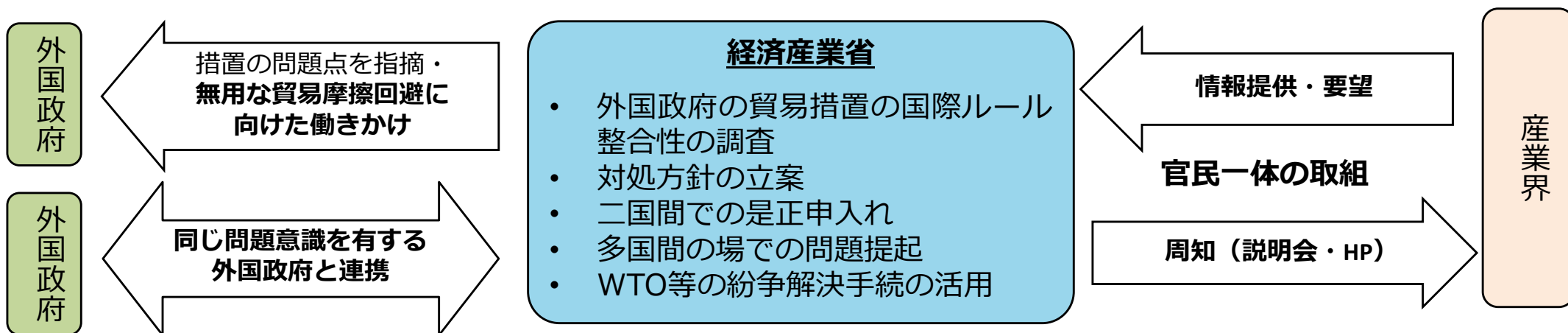
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2024年版で33 回目となる。今年は6月6日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経産省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、**専門家**（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経産省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。



1. 不公正貿易報告書

2024年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき各国の個別措置の問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、ASEAN諸国、米国、EU・英国、豪州、韓国、カナダ、インド、ロシア、ブラジルなど22か国・地域の措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載

2024年版

不公正貿易報告書

WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策

新規掲載措置

● 新規に取り上げた11件の措置を取り上げている。(※原則、2024年3月末時点の措置・取組を掲載)

掲載場所	措置・取組	概要
第Ⅰ部 第1章中国 第11章ロシア 第12章その他 (香港・マカオ)	水産物輸入制限	日本の福島第一原発からのALPS処理水放出（2023年8月24日～）を契機に、食品安全への懸念に対処するためとして、中国・香港・マカオ・ロシアが日本産水産物等に対する輸入制限措置を実施した。福島第一原発からのALPS処理水の海洋放出は、IAEA安全基準等国际基準に沿った措置であるところ、中国、香港、マカオ、ロシアは食品安全への懸念と述べるのみで、処理水放出が日本産水産物の安全性に与える具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS協定で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。
第Ⅰ部 第1章 中国	オフィス機器に関する推奨性国家標準（情報セキュリティ技術 オフィス設備安全規範）	2022年4月よりオフィス機器に関する推奨性国家標準についての検討が開始された。2022年7月時点では本国家標準案には政府部門及び重要情報インフラ部門などが調達するオフィス機器及びその部品について中国国内で開発・生産等を行うことを要求する規定が含まれているとの情報があった。このような規定が事実上強制力のある態様で運用された場合、オフィス機器の完成品及び部品の輸入、輸入部品の使用が認められず、中国産の部品の使用が強要されることになる。その場合、日本を含む外国の製品が差別的に扱われる懸念及び必要以上に貿易が制限される懸念があった。また、具体的な運用により中国国内での開発・生産等に向けて中国国内に技術を提供せざるを得ない場合には、事実上技術移転が強制される懸念があった。2023年8月に公表されたテキスト案からは国産化を求める規定が削除されたが、引き続き内外差別的な内容や事実上の技術移転要求につながり得る内容等が盛り込まれないよう注視する。

掲載場所	措置・取組	概要
第 I 部 第 3 章 ASEAN (インドネシア)	P3DN政策	P3DNは、国内製品の利用の促進、雇用機会の拡大、国内利用の増加（ひいては世界市場で競争するための産業効率の改善）、外貨の節約、財政支出の最適化を通じた外国製品への依存の低減等を目的とする、インドネシア政府主導のプログラムである。インドネシアは、同プログラムに基づき、一定の条件を満たす中央政府、地方政府、国有企業、民間企業に対し、①国産品を使用すること、及び②国産化率等が一定以上になるように国内製品を利用することを義務付けている。中央政府や地方政府のみならず、一定の条件を満たす国有企業や民間企業も幅広く、国産品使用義務の適用対象となっている。このため、GATT3.8条(a)の政府調達例外を超えて、輸入品と国産品の間での差別が行われている可能性が高く、GATT3条4項（内国民待遇義務）等との整合性に懸念がある。 加えて、インドネシアは、携帯電話やTV及びラジオ放送用通信機器などの特定の品目について、一定の国産化率の達成を義務づけており、GATT3条4項（内国民待遇義務）等に違反する可能性が高い。
第 I 部 第 4 章 欧州連合	仏国EV補助金の補助金適格要件の改正	2023 年 7 月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に関する改正案を公表し、同年 10 月に施行。改正により、EV の製造・輸送過程での CO2 排出量から算定する環境スコアが一定以上の車両が補助金の対象となった。環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数を乗じて輸送時排出量を算出することや、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されていることから、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり最恵国待遇義務、内国民待遇義務に抵触する可能性がある。さらに、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等の CO2 排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、仏国を含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されており、輸入車はスコアを取りにくく不利に扱われていることからGATT 1 条（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

掲載場所	措置・取組	概要
第 I 部 第 4 章 欧州連合	Fガス規制	2022年4月、欧州委員会よりエアコン、ヒートポンプなどに冷媒として使用されるFガス等の規制強化に向けた規則改正案が提案され、2024年2月に官報公布された。本規制は、温室効果ガス削減の目的に資する低GWPのFガスの使用までも一律に禁止しており、現在開発中のHFO冷媒（自然冷媒並みのGWP）も規制されることになる。冷媒が室内にも存在するスプリット型エアコンは、安全性リスク等の観点から可燃性のある自然冷媒の利用が技術的に困難であるため、本規則改正は、欧州外産のFガスを用いたスプリット型エアコンに対して、EU 域内で生産され同域内で主力の同種国産品である自然冷媒を用いたモノブロック型エアコンに比して不利益を与え、TBT協定2.1条等に不整合である可能性がある。また、低GWPのFガスの使用まで一律に禁止する点等において、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であり、TBT協定2.2条等にも不整合である可能性がある。
第 I 部 第 4 章 欧州連合	森林減少・劣化に関わる特定の産品・製品のEU 市場での取引及びEU市場からの輸出に関する規則	森林減少関連製品の利用可能化及び輸出に関する規則（Regulation (EU) 2023/1115）は、2023 年 6 月に発効。畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品を対象とし、その生産過程において森林減少（deforestation）・森林劣化（forest degradation）を引き起こしていない（「森林減少フリー」である）こと、生産国での関連法令に従って生産されたこと、等を満たさない限り、EU 域内への輸入・販売をしてはならない。また、事業者は、2024 年 12 月 30 日から（中小企業に対しては 2025 年 6 月 30 日から）、対象製品を EU 域内市場に輸入・販売する前に、森林減少リスク等につきデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。全世界の国又は地域の森林減少のリスクを「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類するベンチマーキングシステムを設定も予定されている。対象製品の中には、かかるデュー・ディリジェンスが困難な品目もあり、輸出が事実上困難となる場合、EU 加盟国産品と比較してGATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に整合しない可能性があるほか、ベンチマークシステムの設定によっては、GATT 1 条1項（最恵国待遇義務）にも整合しない可能性がある。
第 I 部 第 4 章 欧州連合	包装及び包装廃棄物規則	欧州委員会は 2022 年 11 月 30 日、包装及び包装廃棄物に関する規則案を公表し、2024 年 3 月に欧州議会、EU理事会との間での暫定的な政治合意に至った。本規則は、EU域内に上市される包装（缶、瓶、ペットボトル、プラスチック包装材等）全般について、EU域内でリサイクル可能とすること、プラスチック包装について一定割合のリサイクル材を含有すること、必要最小限の重量及び体積になるように設計すること、輸送用包装等について再使用（リユース）可能とし、かつ再使用のためのシステムが確保されていること等が求められる。 事業者に対する各種義務は、規則施行後 18か月後から順次（リサイクル・リユースの義務については 2030 年 1 月 1 日以降に）適用される予定で、対象範囲・義務内容の詳細等について議論が続いている状況ではあるが、EU 域内で活動する食品・飲料業界等への負担が懸念される。また、EU産品と競合する EU 域外の製品にのみリサイクル・リユース等の義務が賦課される事態となれば、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）等に整合しない可能性も生じる。

掲載場所	措置・取組	概要
第 I 部 第 9 章 インド	PC及びタブレット等の輸入ライセンス取得制度	2023年8月、インド政府は、HSコード8471類のPC製品の一部を「Restricted」の分類として「輸入制限リスト」に追加し輸入ライセンスの取得を義務付けることを公表し、その後同年11月より発効した。これにより該当するPC製品は当局の裁量に基づく輸入許可制度の対象になったとともに、実際に当該製品を使用するユーザーのみが輸入できるという条件の対象となった。本措置は、一部のPC製品について裁量許可制の輸入制限を課すものであり、GATT 11 条 1 項に違反している可能性がある。
第 I 部 第 1 2 章 その他（トルコ）	自動車輸入制限	2023年11月、トルコは、欧州連合及びFTA締結国以外を原産とするEVの輸入に対し、税関当局、産業科学省等が発行する許可状を求める旨発表（同年12月発効）。許可状の発行要件は、販売後のメンテナンス体制整備を求めるもの（（ア）商品の販売後の組み立て、メンテナンスおよび修理のため、全国の7地域に少なくとも20の認可されたサービスステーションが輸入者本人によって設立されたことがトルコ規格協会によって証明されること、（イ）輸入される車種に、少なくとも40人のスタッフが在籍するコールセンターをトルコ国内に設立し、サービスを提供すること等）。本措置は、許可状の要否についてFTA締結国産品と非締結国産品とを差別している点が、GATT第 1 条 1 項（最恵国待遇義務）に抵触する可能性がある。
第 I 部 第 9 章 インド	廃プラスチックのリサイクル、処理に関する規制強化	2016年3月に導入された廃プラスチックのリサイクル、処理について定めたPlastic Waste Management Rules (PWM) 2016により、シート状のプラスチック包装は厚さ50ミクロン以上とすることが義務付けられている。2023年10月の改定では、プラスチック包装にブランドオーナー等の名称、登録番号、厚さ情報を表示すること、そして2024年3月の改定ではリサイクル材を使用したプラスチック製品およびプラスチック包装にリサイクル材使用率などをラベル表示することを義務付ける要求が追加されたが、いずれもTBT通報による意見募集を行わず、即日発効となっている。
第 I 部 第 9 章 インド	廃電気電子機器のリサイクル、処理および含有化学物質制限に関する規制強化	2011年5月に導入された廃電気電子機器のリサイクル、処理および含有化学物質制限などに関する規制（E-waste Management Rules (EWM)）の改訂版が、2022年11月に改定された。今回の改定に伴い従来の対象製品であるPC、携帯電話、テレビに加え、新たに多くの電気電子製品が対象として追加された。また、従前から要求されていた有害物質削減に関する適合宣言の表示や、詳細情報の提供要求も新規対象品に大幅に拡大された。当該規制の改訂により多くの製品カテゴリーの設計に変更が必要となるにもかかわらず、改定時にはTBT通報による事前の意見募集なく、その後も度々規制内容が変更され、事業者には大きな混乱をもたらし、過度な負担を強いた。

特集記事（コラム）

- 本年は特集記事（コラム）を7件掲載。
- 「公平な競争条件（LPF）の確保に向けた最近の動向」や「越境補助金を巡る動き」等の新規のコラムに加え、WTO改革の重要課題である「WTO上級委員会を巡る問題」等の昨年度版からの継続コラムにおいて掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	企業のサプライチェーンと 人権・環境問題	欧米を中心に人権尊重や環境保全を理由とする法規制の導入が進み、企業による取組の強化が求められる中で、各国の法規制を巡る動向を概観するとともに、日本企業の人権尊重を後押しする日本政府の取組について紹介する。また、人権・環境を巡る法規制と国際協定との関係について分析する。
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	経済的威圧に関する有志国 連携－最近の動向－	経済的威圧に関して、最近のG7における取組を中心に有志国連携の動向を紹介する。また、貿易関連の経済的威圧措置への対応手段として、紛争解決手続を含むWTOの機能も有効な手段となることを説明する。さらに、各国の国内法整備の例として、EUにおける反威圧措置規則を紹介するとともに、各国が検討する国内制度や具体的対応について、WTO協定等のルール整合性の観点から注視していく必要性を喚起する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺補 助金	公平な競争条件（LPF）の 確保に向けた最近の動向	グローバルに公平な競争条件を確保するため、近年懸念が高まっている、有害な産業補助金や国有企業の市場歪曲的な行動、強制技術移転といった非市場的措置・慣行に対処することが求められている。幅広い国々と問題意識を共有し、多国間の取組を進めることが必要という認識のもと、G7やOECD、WTO、日米EU三極等様々な国際フォーラムにおいて、公平な競争条件を確保に向けた議論がなされているところ、そうした議論の状況について紹介する。
第Ⅱ部 第6章 アンチ・ダンピ ング措置	アンチ・ダンピング協定に おける累積規定－DS601 パネル判断を題材に－	AD協定3.3条（累積認定）は、他国の製品による損害まで責任を負う形で課税され、対象企業にとって対応・反論が困難であるところ、日本企業にとっても深刻な問題となっている。直近の事案（DS601中国ステンレスAD）を含めた関連先例を分析し、問題点を整理する。

特集記事（コラム）

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺補助金	越境補助金を巡る動き	補助金協定は、輸出国政府から同国内の企業への補助金を想定していたが、中国の「一帯一路」構想等を背景に、国境をまたぐ補助金（越境補助金）の悪影響の懸念も生じ、協定上の対応につき議論がある。EUによる越境補助金に対するCVD発動事例を紹介し、そのWTO協定適合性の議論を紹介する。
第Ⅱ部 補論 デジタル貿易	データローカライゼーション要求を巡る各国の規制	近年、安全保障や産業政策的観点等の理由からデータを国内に留めることを求める規制（データ・ローカライゼーション要求）の導入が各国で増加している。この国際動向を把握するため、2020年及び2023年にOECDにおいてデータ・ローカライゼーション要求に関する調査を実施した。コラムでは、当該調査結果を概観する。
第Ⅱ部 第17章 紛争解決手続	WTO上級委を巡る問題	2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関する議論の経緯及び最近の動向として、①米国の長年の上級委員会に対する批判、②WTOにおける紛争解決制度改革に関する議論の動向（特に、MC12後に立ち上がったファシリテーターを入れた専門家レベルの非公式な議論、MC13における閣僚決定、2023年のG7各種会合における声明等）、③多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の活用状況・動向、④EU・ブラジルの空上訴対抗措置等を紹介する。

公平な競争条件（LPF）の確保に向けた最近の動向

- グローバルに公平な競争条件を確保するため、近年懸念が高まっている非市場的措置・慣行に対処することが必要。
- 特に、有害な産業補助金、国有企業、強制技術移転等、不公正な措置・慣行がもたらす構造的な課題に対し、既存のツールでの対応や、ルール・規範の活用・強化等を通じて取り組むことが必要。これらの対応に向け、国際フォーラムで議論が行われている。

G7

- 従来よりサミットや貿易大臣会合で議論。
- 日本議長年の貿易トラックでは、有害な産業補助金や国有企業による市場歪曲的慣行、強制技術移転に代表される非市場的政策・慣行について、各国の現状認識、ツールやルールの活用強化による対応等について議論し、閣僚声明にも詳細に記述。

日米欧三極

- 2017年12月から8回にわたり、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため貿易大臣会合を実施。
- 2022年9月にも大臣会合が実施され、市場歪曲的措置への対応について事務レベルの議論を加速することで一致。

OECD

- 産業補助金等の政府支援や国有企業について調査を実施し、レポートを公表。
- 国有企業コーポレートガバナンス・ガイドライン（2015年版）の改訂作業が進められ、本年5月の閣僚理事会で採択。

WTO

- 先進国や一部の中道途上国は、産業補助金や国有企業などの「貿易と産業政策」に関して、WTOでの議論の必要性を主張。
- 他方、途上国は、産業発展のために、WTO補助金協定やTRIMs協定等の一部規律の適用緩和（「政策余地」）を主張。

越境補助金をめぐる動き

- CVD発動には、①補助金の存在、②国内産業の実質的な損害、③両者の因果関係を調査によって立証する必要があり、原則調査の対象となった企業ごとにCVD税を賦課。
- 補助金協定は、輸出国政府から同国内の企業への補助金を想定していたが、中国の一带一路構想等を背景に、国境をまたぐ補助金（越境補助金）の悪影響の懸念も生じ、協定上の対応につき議論あり。
- EUは、中国の資本輸出について、これを投資対象国（エジプト・インドネシア）による補助金と構成しCVDを発動。そのWTO協定適合性について議論を招いている。

（参考1）インドネシアの主張（パネル設置要請書より）

- インドネシア産ステンレス冷延鋼板に対する中国からの資金的援助をインドネシア政府による資金的貢献とした点は、SCM1.1条a項1号違反。
- インドネシア政府を交付当局とした点は、SCM2.1条及び2.2条違反。

（参考）補助金協定2.1条

「1.1に規定する補助金が当該補助金を交付する当局(この協定において「交付当局」という。)の管轄の下にある一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団(この協定において「特定企業」という。)について特定性を有するか有しないかを決定するため、次の原則を適用する。」

（参考2）越境補助金事例の比較

	エジプト・GFF	インドネシア・ステンレス冷延鋼板
協力枠組み	1997年了解覚書	2005年共同宣言
輸出国の政策	最貧地域の開発促進	下流ステンレス産業の育成 発展 2004年ニッケル鉱石輸出制限
協力区・工業団地	スエズ経済貿易協力区	モロワリ工業団地
運営会社	エジプト中国合併会社（ECJV）	印尼中合併会社（IMIP）
融資者	中国政策銀行（開銀・輸出入銀）	中国政策及び国有商業銀行
受益者	巨石エジプト・恒石エジプト（最終的に中国国有）	IRNC（青山鋼鉄集団の子会社。民間企業だが政府と密接）
監視	N/A	監視メカニズムあり

出典：第三国交付補助金、公的機関による原料の低価格提供等を理由とする相殺関税（川島富士雄、国際商事法務Vol.5, No10 (2023)

アンチ・ダンピング協定における累積規定—DS601パネル判断を題材に—

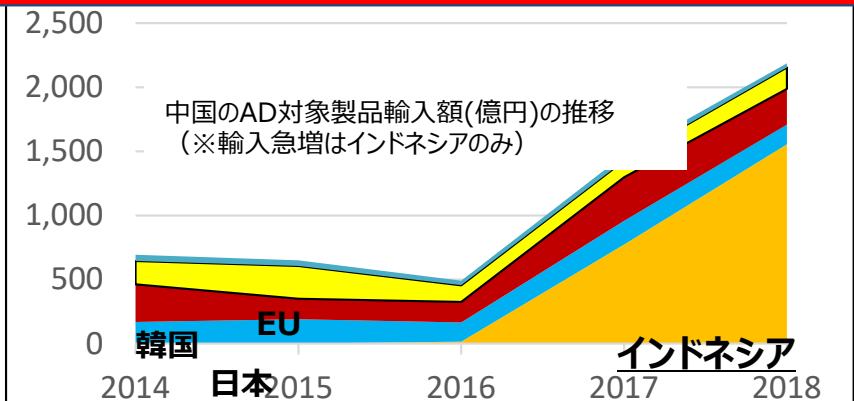
AD協定3.3条：「二以上の国からのある製品の輸入が同時にダンピング防止のための調査の対象である場合において、調査当局は、(a)各国からの輸入について定められるダンピングの価格差が5.8に規定する僅少であるものよりも大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができるものではなく、また、**(b)輸入製品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態**に照らして**輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定**したときにのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。」

(問題意識)

- 累積による損害認定は、他国の製品による損害まで責任を負う形で課税され、対応・反論が困難。
- 実務的にも、輸入量が増大する中国製品を標的としたAD調査において、「競争の状態」を恣意的・安易に認定し、日本製品も累積対象となり、AD課税対象となってしまう例が見られる。
- 日本は、DS601において、累積認定を正当化する論理的前提として、「対象国の一カ国の輸入だけを止めても他の対象国の輸入が代替する」「全対象製品が競合・代替関係にある」ことが必要と主張したが、パネルは認めず。
- AD協定3.3条の「競争の状態conditions of competition」、累積の「適当appropriate」性の文言は抽象的だが、累積の濫用を許容しない解釈論が必要。

DS601（中国スレンレスAD）における累積認定（日本の主張認めず。2023年7月採択）

- 日本の提唱する「**対象産品が相互に競合代替し合う関係**」の認定は、**適切な累積評価のため有用**ではあるが、**それ以外で累積が不可能とまではいえない**。
- 日本は、対象製品の種類、輸出量の動き、価格帯、顧客層等が対象4か国・地域間で異なる、と主張するが、共通点があり、**中国当局の累積認定が不当であるとまではいえない**。



データローカライゼーション要求を巡る各国の規制

- デジタル経済に関する国際的なルール作りを行う「G20大阪トラック」の一環として、**デジタル貿易に係る既存のルールや原則、各国規制、国際的な議論を見える化するプロジェクト**を2020年からOECDにて実施。
- 上記プロジェクト後も、企業活動に影響を与える**データ・ローカライゼーション要求について更なる調査を2023年にOECDにおいて実施。**
- 2023年G7貿易大臣会合では、データローカライゼーション要求を採用する国が世界的に増加傾向にある中、**OECDによるデータローカライゼーション要求に関する作業を歓迎するとともに、この問題について議論を継続する重要性が強調された。**

2023年の調査結果を踏まえ、**データ・ローカライゼーション要求に関する継続的なモニタリングや、より制限的でない規制を採用するよう議論を促進すること、データ・ローカライゼーション要求に対処するためのルールの実現に向けた努力の継続の必要性**がOECDから提言された。

- ✓ **データ・ローカライゼーション要求を採用する国は増加傾向**(2023 年前半時点で40か国で96の例)にあり、**制限的な規制が増えている。**
- ✓ 規制の強制力や明確性に基づき、**各国の規制をカテゴリー0～3（※）に分類・分析。**
※カテゴリー3ほど制限的な規制。
- ✓ 産業界への影響分析として、**電子決済事業者、クラウドサービス事業者、航空旅行会社へのヒアリングを実施。**
- ✓ ビジネスデータ等の機微性の低いデータについて、非OECD加盟国は主にカテゴリー 3（より制限的）の規制を採用する傾向。

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2024年6月6日公表)

- 不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、32年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示。我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するためWTOの紛争解決手続を積極的に活用。
- WTOの紛争解決システムは、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。今後、DS機能回復に向けて最大限努力を続けるとともに、MPIA（日本は2023年3月に参加）を活用し、WTOのDS制度の実効性を確保していく。
- 近年、一部の新興国による非市場的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念。WTO、G7、三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保に向けたルール形成等の取組を更に進める。
- さらに、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることを踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。
- 上記のシステミックな問題への対応に加え、2024年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、次頁の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。

2024年度の優先取組案件

- 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る措置若しくは制度設計及び運用を注視していく措置として、中国、香港・マカオ、ロシアの「ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置」、EUの「Fガス規制」、インドネシアの「各種輸入制限措置」、フランスの「電気自動車への補助金」を追加した。

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る措置若しくは制度設計及び運用を注視していく措置

- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 中国：事務機器に関する国家標準案
- 中国：輸出管理法
- 中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置 **<新規>**
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 中国：AD措置の不適切な運用
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- EU：Fガス規制 **<新規>**
- インドネシア：各種輸入制限措置 **<新規>**
- フランス：電気自動車への補助金 **<新規>**
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法令・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

(3) WTO勧告の早期履行等を求めていくもの

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【パネル】
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置【上級委】

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国：ステンレス製品に対するAD措置
-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国交省の取組を支援）
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセット・レビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するSG措置

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・

多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：AD措置の不適切な運用
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：不当に長期のAD措置

※以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令

(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの

-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(4) 特に運用の注視が必要なもの

-  中国：政府調達法改正＜新規＞
-  中国：事務機器に関する国家標準案＜新規＞
-  中国：輸出管理法
-  中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
-  米国：ゼロイング
-  米国：電気自動車税制優遇措置
-  EU：炭素国境調整措置（CBAM）
-  インド：デジタル個人情報保護法案
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る措置若しくは制度設計及び運用を注視していく措置

-  中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
-  中国：事務機器に関する国家標準案
-  中国：輸出管理法
-  中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置＜新規＞
-  中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
-  中国：AD措置の不適切な運用
-  米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
-  米国：電気自動車税制優遇措置
-  米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

-  EU：炭素国境調整措置（CBAM）

-  EU：Fガス規制＜新規＞

-  インドネシア：各種輸入制限措置＜新規＞

-  フランス：電気自動車への補助金＜新規＞

-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ★ベトナム：サイバーセキュリティ法令・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
-  韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置

-  インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

(3) WTO勧告の早期履行等を求めているもの

-  中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置
-  ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置